

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課
パブリックコメントご担当 御中

買取制度小委員会『買取制度の詳細設計について取りまとめ（素案）』に対する意見

[氏名] NPO 法人気候ネットワーク 代表 浅岡美恵

(*団体としての意見です。)

[住所] 京都市中京区高倉通り四条上高倉ビル 305

[電話番号] 075-254-1011

[FAX番号] 075-254-1012

[電子メールアドレス] kyoto@kiconet.org

[意見]

1.本とりまとめの前提についての意見

<意見内容>

そもそも今回の対象が太陽光発電の余剰電力のみとすることが前提になっているが、国内の再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限引き出すためにも、すべての再生可能エネルギーを買取の対象とし、住宅のみならず市民共同・公共・事業所についても対象とし、また余剰だけではなく全電力量を対象とすることで導入促進につなげるべきであり、今回は限定的でも今後追加改正する方向性を持たせるべきである。

<理由>

化石燃料依存型のエネルギー供給から脱却するためには、再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限に引き出し、国内での電力に占める再生可能エネルギーの割合を大幅に増やすことが必要である。そのためには買取制度の対象も太陽光発電のみならず風力発電やバイオマス発電、小水力発電など、潜在量が大きい再生可能エネルギー全般を対象とすることでそのポテンシャルを引き出すことができる。また、余剰電力だけを対象にすると、自家消費率の高いところは投資資金回収が遅れてしまうことが懸念される。

2.(2)買取費用の転嫁について

<意見内容>

「本買取制度は国民負担をできるだけ抑える観点等から、太陽光発電の余剰電力に限定して買取を行う制度設計としており」とあるが、国民負担を抑えることを理由に買取の対象を余剰電力だけに限定するべきではない。

<理由>

制度の本来の目的は太陽光発電の早期拡大にあり、買取の対象を余剰電力に限定すること

は投資回収年数を遅らせ、その目的に矛盾する。ドイツなどでの普及の飛躍的拡大に成功した要因は、設置者が10年程度で十分に投資を回収できる目途が経っている仕組みであるからである。

国民負担を抑えることを目的に太陽光発電の余剰電力に限定して買取を行う制度設計にするのではなく、価格負担を軽減するために、買い取り価格や期間を調整するのではなく、必要な目標を達成するために必要な費用を算出し、その上でその負担をどのように分担するかを検討すべきである。その中で、国民への追加的な負担を軽減するために、既存のエネルギー対策特別会計からの充当も検討すべきである。

また、低エネルギー生活者や低所得者への配慮も必要であり、最低電力量分の支払免除などの措置についても合わせて検討すべきである。

3. 該当箇所: 「住宅」と「非住宅」の定義

<意見内容>

「住宅」に大規模出力の太陽光発電を設置した場合は、それを「非住宅」と位置づけて、住宅用と差別化する記述があるが、太陽光発電の導入を増やすために限定するべきではない。

<理由>

そもそも、「住宅」に限定せずに公共施設や商業施設なども含めてすべての建築物等に設置された太陽光発電も含め、国内で最大限の太陽光発電のポテンシャルを引き出す必要があるが、住宅用途ではない建築物を「非住宅」として分け、住宅でも10kW以上の出力のものは「非住宅」の水準とする記述がある。買取総額や国民負担を抑える観点として買取量を制限するような記述だが、太陽光発電のポテンシャルを最大限に引き出す観点から大規模出力のものも対象とした制度を構築すべきであり、対象を大きくすればそれだけ発電コストを下げることにもつながる。

2008年に出された「新エネルギー政策の新たな方向性」において産業・公共分野においても太陽光発電の設置を進めることを明記されており、こうした分野における普及も重要な課題として提起されている。また、本制度の「太陽光発電の普及によるコスト低下と産業の活性化」という狙いを達成するためには、住宅と区別する理由はなく、産業・公共分野における太陽光発電からの買取も住宅の価格と同価格とすべきである。あわせて、非住宅に設置されている市民共同発電所などは潜在量も大きく、また家屋を有しない市民も参加できることから、これらも買取の対象とすべきである。

3. 該当箇所: 「住宅用」に係る買取価格

<意見内容>

買取期間を10年としているので、10年で確実に投資回収ができる買取価格を設定すべきであり、設定料金が50円/kWhでも確実な投資回収ができない。最初に低い価格で、さらに年度ごとの低減とあるが、確実な投資回収ができる前提で固定価格とすべき。

<理由>

モデルケースでは、この価格設定で10～15年程度で投資回収が可能となる、とあるが、補助金なしで、全発電量を50円で売電しても、初期投資の回収年数は15年程度になる。また自治体の補助制度を見込んでいるようだが、自治体によって補助金の額は大きく異なり、それによって投資回収年数も大きく変動する。

また、現在、太陽光発電メーカー各社から提供される性能保証は10年間で設定されている。10年以降の性能や不具合は保証されていないため、これは設置者のリスクになる。しかもパワーコンディショナーの寿命は10年とされている。15年の回収期間の設定は、性能の低下や新たな費用負担増大が懸念され、設置者にとってはリスク増大要因となり普及の大きな障害になりうる。

以上のようなことから、10年回収を基準として、設置費用の確実な投資回収を見込めるように、買取価格を適切に精査するべきである。

4．該当箇所：「非住宅用」に係る買取制度

<意見内容>

買取価格を24円/kWhとし、住宅用の半分の価格設定としているが、これでは設置のメリットがなく、投資回収もできない。そもそも「住宅用」と「非住宅用」と分ける必要はなく、買取価格も同じとすべきである。

<理由>

太陽光発電のポテンシャルを最大限に引き出す観点から、対象を限定するべきではなく、すべての太陽光発電の買取を同等に行い、設置のインセンティブをかける必要があることから。